

救急医療を守るために! ~救急医療の適切な利用にご協力を~

熊本市の救急医療は生まれた体制が築かれており、全国的に問題となっているような、救急搬送の受け入れ先が決まらずに治療が遅れたことによる事故なども起きていません。しかし、熊本地震により被災し、半年以上が経過した今でも診療機能の低下や入院の受け入れができていない医療機関もあります。まもなく震災後初めて、インフルエンザなどの感染症が流行する冬を迎えます。救急医療にたずさわる医療従事者の皆さんも大変頑張っておられますが、受診者が多くなる冬場を乗り切っていくためには、市民の皆さんが救急医療の仕組みを正しく理解し、体調が悪いときには早めにかかりつけ医を受診するなどの協力が必要です。救急医療を守るために皆さんの協力をお願いします。

救急医療のしくみ

休日や夜間の時間外受診は、病気の程度に応じて医療機関の役割が分かれています。重症患者を救うための高度な医療を担う病院へ、緊急性のない患者が多く受診すると、一刻を争う重症患者の対応が難しくなります。ここでは、症状や緊急性に応じたかかり方を説明します。

症状・緊急度 **低** 自分で受診できそう

まずは、かかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医が対応できないときは…
【在宅当番医】

- ・休日在宅当番医(日・祝日:午前9時~午後5時)
- ・休日在宅歯科当番医(日・祝日:午前10時~午後4時、午後6時~11時)
- ※当番表は市ホームページやひごまるコール(☎096-334-1500)で確認できます。

【休日夜間急患センター】

- ・熊本地域医療センター ☎096-363-3311
(平日:午後6時~翌午前8時、日・祝日:24時間 内科・外科・小児科)
- ・熊本赤十字病院 ☎096-384-2111(日・祝日 午後6時~翌午前0時)

平日の通常診療との違いは?

- 応急処置が中心です
専門的な治療を行う体制ではありません
 - 詳しい検査はできません
そのため診断が確定しないこともあります
 - 処方されるくすりも、通常1日分です
原則平日の通常診療が始まるまでの日数分です
- ・受診後は、なるべく早い時期に改めて、かかりつけ医などを受診する必要があります。救急医療はあくまで「緊急時の備え」です。できるだけ日中の診療時間内に受診しましょう。

症状・緊急度 **不明**

子どもが急病で受診に迷ったら

子どもの病気への対処や、応急処置などを相談できる相談窓口があります。すぐに受診する必要があるかどうか、家庭での対処法など、電話で看護師のアドバイスが受けられます。

熊本県小児救急電話相談

- 平日:午後7時~翌午前8時、土曜:午後3時~翌午前8時
- 日・祝日:午前8時~翌午前8時
- ☎#8000(携帯電話からも利用可能)または☎096-364-9999(ダイヤル回線、IP電話および光電話の場合)

初期救急

休日在宅当番医
休日夜間急患センター

対象:外来で対処できる軽症患者

転送(重症のとき)

二次救急

輪番制参加病院
救急告示医療機関など

対象:入院や手術が必要な
中等症~重症患者

転送(さらに重症のとき)

三次救急

救命救急センター

対象:生命にかかわる重症患者

症状・緊急度 **高** こんなときはためらわずに119番

- | | | |
|--------|---|--|
| 症
状 | <input type="checkbox"/> 呼びかけても、反応がない | <input type="checkbox"/> 突然の激しい頭痛、胸痛、腰痛 |
| | <input type="checkbox"/> 半身のまひ(顔半分が動きにくい、突然片方の腕や足に力が入らなくなる) | <input type="checkbox"/> 顔色、唇の色が悪い。冷や汗をかいている |
| | <input type="checkbox"/> ろれつが回らない。声が出せない | <input type="checkbox"/> けいれんがとまらない |
| | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 広範囲のやけど |

※救急のときに利用できる医療機関には役割分担があります。症状や緊急度に応じて適切な受診を心がけましょう。

日頃の心構え

- ・医療機関の通常診療時間内に受診しましょう
- ・信頼できるかかりつけ医を持ちましょう

- かかりつけ医を選ぶポイント**
- ・説明がわかりやすい
 - ・相談しやすく、よく話を聞いてくれる
 - ・必要なときに適切な医療機関を紹介してくれる
 - ・在宅療養が必要になった時に、訪問診療をしてくれる

■かかりつけ医とは…
地域の皆さんにいちばん身近な医師のことです。風邪を引いたときなどの日常的な医療を受けたり、日ごろから健康の相談などができます。緊急のときにも相談に乗ってもらえます。

「かかりつけ医を持つ」「できるだけ診療時間内に受診する」「救急車を正しく利用する」など、適切な受診を心がけましょう。

※年末年始の診療と相談については、4ページをご覧ください。

(医療政策課 ☎096-364-3186)